

議案第 85 号

石垣市火災予防条例の一部を改正する条例

石垣市火災予防条例(平成 3 年石垣市条例第 7 号)の一部を次のように改正する。

目次中「第 3 章の 2 住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準等(第 29 条の 2—第 29 条の 7)」を「

第 3 章の 2 住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準等(第 29 条の 2—第 29 条の 7)
第 3 章の 3 林野火災の予防(第 29 条の 8・第 29 条の 9)

」に改める。

第 3 章の 2 の次に次の 1 章を加える。

第 3 章の 3 林野火災の予防

(林野火災に関する注意報)

第 29 条の 8 市長は、気象の状況が山林、原野等における火災(以下「林野火災」という。)の

予防上注意を要すると認めるときは、林野火災に関する注意報を発することができる。

2 前項の規定による注意報が発せられたときは、注意報が解除されるまでの間、市の区域内
に在る者は、第 29 条各号に定める火の使用の制限に従うよう努めなければならない。

3 市長は、林野火災の発生の危険性を勘案して、前項の規定による火の使用の制限の努力
義務の対象となる区域を指定することができる。

(林野火災の予防を目的とした火災に関する警報の発令中における火の使用の制限)

第 29 条の 9 市長は、林野火災の予防を目的として火災に関する警報を発したときは、林野
火災の発生の危険性を勘案して、第 29 条各号に定める火の使用の制限の対象となる区域
を指定することができる。

第 42 条の 3 第 1 項第 3 号中「第 45 条」を「第 45 条第 1 項」に改める。

第 45 条第 1 号中「行為」を「行為(たき火を含む。)」に改め、同条に次の 1 項を加える。

2 消防長は、前項各号に掲げるそれぞれの行為について、届出の対象となる期間及び区域
を指定することができる。

附 則

この条例は、令和 8 年 1 月 1 日から施行する。

令和7年12月1日提出

石垣市長 中山義隆

理由

火災予防条例(例)の一部改正に伴い、条例を一部改正する必要がある。
これが、この条例案を提出する理由である。

石垣市火災予防条例(平成3年石垣市条例第7号)の新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>目次</p> <p>第1章 総則(第1条)</p> <p>第2章 削除</p> <p>第3章 火を使用する設備の位置、構造及び管理の基準等</p> <p>第1節 火を使用する設備及びその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備の位置、構造及び管理の基準(第3条—第17条の3)</p> <p>第2節 火を使用する器具及びその使用に際し、火災の発生のおそれのある器具の取扱いの基準(第18条—第22条の2)</p> <p>第3節 火の使用に関する制限等(第23条—第28条)</p> <p>第4節 火災に関する警報の発令中における火の使用の制限(第29条)</p> <p><u>第3章の2 住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準等(第29条の2—第29条の7)</u></p> <p>第4章～第7章 (略)</p> <p>附則 (火災に関する警報の発令中における火の使用の制限)</p> <p>第29条 <u>火災に関する警報</u> _____が発せられた場合における火の使用については、次の各号に定めるところによらなければならない。 (1)～(6) (略)</p>	<p>目次</p> <p>第1章 総則(第1条)</p> <p>第2章 削除</p> <p>第3章 火を使用する設備の位置、構造及び管理の基準等</p> <p>第1節 火を使用する設備及びその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備の位置、構造及び管理の基準(第3条—第17条の3)</p> <p>第2節 火を使用する器具及びその使用に際し、火災の発生のおそれのある器具の取扱いの基準(第18条—第22条の2)</p> <p>第3節 火の使用に関する制限等(第23条—第28条)</p> <p>第4節 火災に関する警報の発令中における火の使用の制限(第29条)</p> <p><u>第3章の2 住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準等(第29条の2—第29条の7)</u></p> <p><u>第3章の3 林野火災の予防(第29条の8・第29条の9)</u></p> <p>第4章～第7章 (略)</p> <p>附則 (火災に関する警報の発令中における火の使用の制限)</p> <p>第29条 <u>火災に関する警報(法第22条第3項に規定する火災に関する警報という。以下同じ)が発せられた場合における火の使用については、次の各号に定めるところによらなければならない。</u> (1)～(6) (略)</p>

第3章の3 林野火災の予防

(林野火災に関する注意報)

第29条の8 市長は、気象の状況が山林、原野等における火災(以下「林野火災」という。)の予防上注意を要すると認めるときは、林野火災に関する注意報を発することができる。

2 前項の規定による注意報が発せられたときは、注意報が解除されるまでの間、市の区域内に在る者は、第29条各号に定める火の使用の制限に従うよう努めなければならない。

3 市長は、林野火災の発生の危険性を勘案して、前項の規定による火の使用の制限の努力義務の対象となる区域を指定することができる。(林野火災の予防を目的とした火災に関する警報の発令中における火の使用の制限)

第29条の9 市長は、林野火災の予防を目的として火災に関する警報を発したときは、林野火災の発生の危険性を勘案して、第29条各号に定める火の使用の制限の対象となる区域を指定することができる。

(屋外催しに係る防火管理)

第42条の3 前条第1項の指定催しを主催する者は、同項の指定を受けたときは、速やかに防火担当者を定め、当該指定催しを開催する日の14日前までに(当該指定催しを開催する日の14日前の日以後に同項の指定を受けた場合にあっては、防火担当者を定めた後遅滞なく)次の各号に掲げる火災予防上必要な業務に関する計画を作成させるとともに、当該計画に基づく業務を行わせなければならない。

(1)・(2) (略)

(3) 対象火気器具等を使用し、又は危険物を取り扱う露店、屋台その他これらに類するもの(第45条 第1項において「露店等」という。)及び客席の火災予防上安全な配置に関すること。

第42条の3 前条第1項の指定催しを主催する者は、同項の指定を受けたときは、速やかに防火担当者を定め、当該指定催しを開催する日の14日前までに(当該指定催しを開催する日の14日前の日以後に同項の指定を受けた場合にあっては、防火担当者を定めた後遅滞なく)次の各号に掲げる火災予防上必要な業務に関する計画を作成させるとともに、当該計画に基づく業務を行わせなければならない。

(1)・(2) (略)

(3) 対象火気器具等を使用し、又は危険物を取り扱う露店、屋台その他これらに類するもの(第45条第1項において「露店等」という。)及び客席の火災予防上安全な配置に関すること。

(4)～(6) (略)

2 (略)

(火災とまぎらわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出)

第45条 次の各号に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ、その旨を消防長に届け出なければならない。

(1) 火災とまぎらわしい煙又は火炎を発するおそれのある行為_____

(2)～(6) (略)

(4)～(6) (略)

2 (略)

(火災とまぎらわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出)

第45条 次の各号に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ、その旨を消防長に届け出なければならない。

(1) 火災とまぎらわしい煙又は火炎を発するおそれのある行為(たき火を含む。)

(2)～(6) (略)

2 消防長は、前項各号に掲げるそれぞれの行為について、届出の対象となる期間及び区域を指定することができる。